

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和3年12月22日

湖南省長 生田



1 公募型プロポーザルに付する事項

(1)業務名

湖南省地域包括支援センター支所運営業務委託

(2)業務の内容

「湖南省地域包括支援センター支所運営業務委託基本仕様書」のとおりに

(3)業務期間

令和4年4月1日～ 令和6年3月31日

(4)業務場所

受託者が担当圏域内で市民の身近な生活圏域を考慮した場所に、事務室及び相談室等で構成される支所を運営すること。

(5)公募する支所の圏域

市内4圏域(中学校区)を募集圏域とし、各1法人を選定する。

名称	担当圏域	小学校区
湖南省地域包括支援センター 甲西支所	甲西中学校区	三雲東小学校区、三雲小学校区
湖南省地域包括支援センター 石部支所	石部中学校区	石部小学校区、石部南小学校区
湖南省地域包括支援センター 甲西北支所	甲西北中学校区	岩根小学校区、菩提寺小学校区、 菩提寺北小学校区
湖南省地域包括支援センター 日枝支所	日枝中学校区	下田小学校区、水戸小学校区

※なお、公募型プロポーザルによる選定は、上記支所ごとに実施し、複数の圏域に参加することも可能とする。

(6) 提案上限額

支所1か所あたりの上限額

年度	提案上限額
令和4年度	11,985,840円
令和5年度	11,496,840円
合計 (2カ年度計)	23,482,680円

※消費税及び地方消費税含む

2 参加資格に関する事項

提案事業者は、地域包括支援センター支所の運営を円滑に実施できる、次に定める全ての要件を満たす法人とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年度厚生省令第36号）第140条の67の規定に基づく地域包括支援センター設置資格を有する者（医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人もしくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人）であること。
- (2) 令和3年12月1日時点において、次のいずれかの施設（事業所を含む。）を現に運営している法人のうち、その運営実績が継続して5年以上あること。
 - ① 介護保険法に基づく地域包括支援センター
 - ② 老人福祉法に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
 - ③ 介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する施設（事業所を含む。）ただし、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から、5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。
- (4) 直近1年間の国税及び地方税の滞納がないこと。

3 応募法人等の制限に関する事項

次のいずれかに該当する法人は、応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 本市が行う建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことのある者（本市の取消しに限定しない）
- (4) 会社更生法（昭和22年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定

により更生又は再生手続きをしている者

- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
- (6) 宗教団体（宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）
- (7) 本市における指定管理者の指定及びプロポーザル方式における選定その他、入札等の手続において、その公正な手続きを妨げる者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正に利益を得るために連合する法人

4 公募型プロポーザル手続等

(1) 担当部署

〒520-3223

滋賀県湖南市夏見588番地

湖南市役所 健康福祉部高齢福祉課地域支援事業係

電話番号 0748-71-4652（直通）

FAX番号 0748-72-1481

電子メールアドレス kaigo@city.shiga-konan.lg.jp

(2) 公募型プロポーザル実施要領、仕様書、提出書類等の交付期間及び入手方法

① 交付期間

令和3年12月22日（水）から令和4年1月14日（金）まで

② 入手方法

湖南市ホームページからダウンロードすること。

(3) 質問書の受付・回答

本実施要領及び仕様書に対する質問は、次により行うこと。なお、評価及び審査に関する質問については受け付けない。

① 質問書により電子メールで提出すること。

電子メール件名「湖南市 プロポーザルに関する質問（法人名）」

送付先：電子メールアドレス kaigo@city.shiga-konan.lg.jp

※送付後、必ず電話（土、日、祝日を除く。）により到着確認をすること。

② 質問書受付期限

令和3年12月28日（火）17時15分まで

③ 質問書の回答

令和4年1月7日（金）までに、湖南市ホームページに回答を公開する。

(4) 参加表明書等の提出

参加表明書等は、次により提出すること。

① 提出期限

令和4年1月14日（金）正午まで（土、日、祝日を除く。）

②提出場所及び方法

「担当部署」まで持参にて提出すること。郵便やFAX等による提出は、認めない。

事前に湖南省健康福祉部高齢福祉課と提出日時の調整を行うこと。

(5)支所運營業務提案書等の提出

①提出期限

令和4年1月21日（金）17時15分（土、日、祝日を除く。）まで

②提出場所及び方法

「担当部署」まで持参にて提出すること。郵便やFAX等による提出は、認め

ない。事前に湖南省健康福祉部高齢福祉課と提出日時の調整を行うこと。

5 審査方法等

審査

市が設置する「湖南省地域包括支援センター支所運營業務委託法人選定委員会」が、「湖南省地域包括支援センター支所運營業務審査判定基準表」に基づき審査する。審査は、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングより総合的な評価選考による審査を行う。

①実施予定日

令和4年2月3日（木）

②実施場所

湖南省役所東庁舎3階大会議室

③出席者

出席者は、法人代表者や業務責任者等を含め3名以内とする。

④その他

ア. 審査は、1法人30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とし、実施時間については後日連絡する。

イ. 新たな資料の提出は不可とし、提出した支所運營業務提案書等の書類に基づき説明すること。

ウ. 審査結果は提案者全員に通知する。また、本市ホームページにて審査結果を公表する。